獣医学教育課程に魚病学が組み込まれるまでの経緯 大橋義光¹

1 はじめに

筆者は学生時代に、鯨が哺乳類であり、北欧の国の捕鯨船には獣医官が乗船しているという話を聞いて、日本の獣医師も家畜の診療だけでなく、水産漁業分野でも活躍できる場があるのではないかと感じたことを覚えている。その後数年を経て、筆者が農林省畜産局衛生課で国際関係事務を担当していた昭和35(1960)年頃、国際獣疫事務局(OIE)総会(常任代表として衛生課長が出席)で魚病問題が採り上げられ、OIEに常設の魚病委員会を設置することが決定された。この委員会には水産国日本からも委員候補を推薦することになり、水産庁の助言を得て、当時、東京大学農学部水産学科の江草周三教授を推薦することになった。

当時我が国ではすでに遠洋漁業は諸種の制限を受けていたため養殖漁業が始まっており、また観賞魚の飼養も徐々に盛んになりつつあった。筆者が衛生課薬事班に配属され、動物用医薬品等の製造・輸入に関する許認可事務を担当するようになった昭和41(1966)年には、水産用の動物用医薬品の製造承認申請が相次いで出されていた。そこで許認可事務の担当者としては、魚病の実態を理解せずに書類の審査をすることはできないと考え、その当時に江草周三先生が主宰しておられた魚病研究談話会(後の日本魚病学会)に入会し、魚病研究進展状況の一端でも知ることができればと考えた。

農林水産省退職後も日本獣医師会で獣医師の魚病対応問題についてかかわったが、その後、かつて農林省時代から魚病に関してご教示等いただいたことのある江草周三教授や窪田三朗教授が教鞭をとっておられた日本獣医生命科学大学(当時は日本獣医畜産大学)で、平成17~19年の3年間、非常勤講師として獣医学史の講義を受け持ったとき、同大学の畑井喜司雄教授とも相談のうえ、「獣医師の魚病対応」についての歴史的な話をシラバスに追加したことがあった。この授業終了後、学生(一年生)の一人が「福井県の実家がヒラメの養殖をしており、先生の

OHASHI Yoshimitsu: Details on the Fish-pathology that has been admitted into the Veterinary Education Curriculum

(2010年10月10日受付·2010年10月25日受理)

^{1.} 日本獣医史学会理事 連絡先:大橋義光 〒179-0085 東京都練馬区早宮2-4-1

話に興味を持った」といってくれたことに、ささやかな安らぎを感じた。

今回の報告は、昭和53年8月脳出血で倒れた元農林省畜産局衛生課長 田中良男 氏が退院後、自宅療養の病床で、かつての部下達から集めた資料等をもとに昔の 記憶を呼び戻し、不自由な左手を文鎮代わりにして右手一本で沢山の資料をめく り、ペンをとってまとめあげた『私の畜産論集』第2篇(昭和60年)を参考にしなが ら、獣医学教育が6年制になって魚病学が獣医系大学における必須課目になった 経緯を辿ってみることとした。

2 日本における養殖漁業の発展と魚病の出現

獲る漁業から栽培漁業へと変化するなかで、必然的に魚病の問題が出現した。昭和58年11月28日の日本学術会議・日本獣医学会共催「魚病研究に関するシンポジウム」における江草周三氏の講演によると、その当時の我が国の養殖魚の年間生産量は総計約30万トン、そのうち20万トンが海産魚で、その主なものはブリが15万トン、マダイとタイ類がそれぞれ約2万トン、その他はアジ類、ヒラメ等々であること、一方、淡水魚は約10万トンで、ウナギ3.4万トン、コイ約2.4万トン、マス類2万トン、アユ1万トン等となっている。

昭和52~55年の魚病による被害額は年間約200億円で、総生産額の6.7~8.3%、年平均では7.4%に上っている。被害額算出の対象となっているのは、ブリ、ウナギ、タイ、食用コイ、アユ及びニジマスの6種である。魚種別の主要な魚病は以下のとおりである。

・ 類結節症の合併症

タ イ 類 : ビブリオ症, その他

食用コイ : 鰓病、寄生虫病、あなあき病、わたかぶり病、その他

ア ユ : ビブリオ症,その他

ウナギ: 鰓病,パラコロ病,鰓腎炎,ひれ赤病,ベニ病,その他

IHN(伝染性造血器壊死症), IPN(伝染性脾臓壊死症)

ニジマス : ピプリオ症,水かび病,鰓病,その他

3 大学の水産学科における魚病学教育

田中良男著『私の畜産論集』第2篇(昭和60年)には、大学の水産学科等における 魚病関係教育の概要として、魚病学関係科目を開設している水産関係大学の一覧 表が記載されている。その中では魚病学関係の科目、例えば、水産動物の解剖学、 生理学、病理学、及び水族の寄生虫病学、細菌学、ウイルス学などを必須科目に している大学として、東京大学、三重大学、長崎大学、宮崎大学が挙げられてい るが、その他の国立大学、私立大学においては必須科目ではなく、選択科目にさ れているところが多い。

昭和58年,獣医学教育年限延長のための「学校教育法の一部を改正する法律案」が第98回国会に上程された折りに,衆議院の文教委員会での審議の中で,某代議士から急激に重要性を増している魚病に対する専門技術者の育成に関連し,獣医学教育が「獣医サービス」能力を向上することを狙って,その教育年限を医学並みの6年制に改めることとしている際でもあり、「水産関係でも魚病に対応するための技術者の育成に留意し、特定の有資格者の養成を図るべきではないか」とか、「畜産に対する意固地なセクショナリズムを捨て、獣医師にはさらに魚病問題を勉強してもらい、獣医師を従前どおり家畜・家禽を対象とする獣医師と,魚病にも対応し得る獣医師との制度化を検討すべきではないか」など、水産庁の説明員との間で意見のやりとりが行われている。

4 諸外国における魚病への対応状況とOIEの活動

昭和48年に農林省畜産局衛生課では魚病防疫に関する質問状を関係各国に送付した。その内容は(1)魚病防疫に関する法規の有無,(2)魚病防疫を所掌する部局,(3)獣医師が関与している魚病名,(4)魚病診断の責任者,(5)魚病用薬剤使用に当たっての指示,(6)魚病学講座を受け持つ大学教授の資格などについてであった。これに対して,フィンランド,スウェーデン,ノルウェー,デンマーク,英国,アイルランド,フランス,ドイツ,ソ連,カナダ,米国,及びニュージーランドから回答が寄せられた。その概要は獣医畜産新報(昭和51年5月号No.658,1976)で報告されている。これらの国の中には,魚病防疫業務が農漁業省獣医局の所管となっているところもある。筆者も他の用務で出張した際に,ついでの折りを利用して魚病関係の研究所に立ち寄り、事情を聴いたこともあった。

国際獣疫事務局(OIE)においては1960年頃から魚病問題が採り上げられるようになり、常設の魚病委員会が設置(1961年)され、シンポジウムの開催やOIE国際動物衛生規約の制定作業などの活動が行われている。この規約の中では、特に国際貿易用の繁殖向け生魚と孵化用魚卵に適用される証明書の様式などが検討されている。

5 日本獣医師会による魚病講習会の開催

健全な養殖漁業の発展と安全な水産食品を供給するための魚病対策について一般の関心が高まり、獣医師側としてもこれに対応するため、まず魚病に関する知識と技術の修得が必要とされた。そこで日本獣医師会では、主として家畜保健衛生所職員および開業獣医師などを対象にした魚病講習会が、昭和48年から61年にわたって開催されている。この講習会の内容については、田中良男著『私の畜産論集』第2篇には日本獣医師会雑誌等から引用して、開催年度別の講習科目、講師の所属氏名とともに講習の重点目標等が詳述されている(田中良男氏は昭和40年から45年まで、日本獣医師会副会長として、当時の会長堀本宣実参議院議員を補佐して会務に当たられていたので、日本獣医師会の活動には亡くなるまで特別な関心を持ち、これらの記事を書き残されたものと思われる)。これによると講習会の講師の多くは水産学系の技術者や大学教授であり、獣医学系では僅かに中島健次氏、磯田政恵氏、福田芳生氏、阿部勲雄氏、河端俊治氏、北尾忠利氏などが講師名として載せられている。

一方、水産業側においては、日本水産資源保護協会に昭和59年4月から「魚類防疫センター」を発足させ、事業目的として「中央における魚病対策指導の中枢機関として養殖主産県の"魚病指導総合センター"及び"各都道府県水産試験場"等と連繋を保ち、総合的かつ一元的に事業を推進する」としており、その事業内容には魚病専門員等の研修や魚病専門者認定等も含まれている。

6 獣医学教育の年限延長に関する学校教育法の一部改正

戦後の大学教育は四年制となったが、獣医学教育を国際的な水準にまで引き上げるためには、4カ年では不十分と認められ、農林省、日本獣医師会、日本学術会議等から、獣医学の修業年限の延長が文部省、国会関係筋等へ要望されていた。昭和52年5月、獣医師法の一部を改正する法律が成立し、獣医系大学における修士課程の積み上げによる6年制教育が実現したことから、昭和53年の大学入学者から獣医師国家試験の受験資格が修士課程の修了者に引き上げられた。この昭和52年の獣医師法一部改正の法律案審議の際の衆・参両院の各農林水産委員会における附帯決議の中に「今後における魚病対策の重要性に鑑み、魚病に関する研究体制を整備し、その教育内容を充実するとともに魚病技術者の養成確保に努めること」があった。

さらに、昭和58年5月には、獣医学教育の年限延長に関して「学校教育法の一部 を改正する法律(昭和58年法律第55号)案 が衆・参両院で可決成立し、昭和59年 4月1日から施行された。この法律案の国会審議の際にも、 政府側の説明員に対して、水産部門と獣医関係部門との間で、あまり領域に拘泥せず「いいあり方」を研究して欲しいと注文がつけられている。

この学校教育法の一部改正に基づいて、同法第87条第2項中に医学・歯学と並んで「獣医学を履修する課程については、前項本文(註:大学の修業年限は、四年とする)の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする」の文言が追加された。これに伴って、関係政省令および大学設置基準の告示等が整備され、獣医師法による獣医師国家試験の受験資格の規定とも併せて、名実ともに獣医学教育六年制が実現することとなった。その結果、大学の教育課程に魚病学が組み込まれるとともに、獣医師国家試験の必須科目に加えられことになった。

以上のように、魚病学履修の必要性は国会での審議を促進する結果とはなったが、学校教育法で定めた獣医学教育六年制においては、他の医学・歯学・薬学のような「臨床に係わる実践的な能力を培うことを目的とするもの」との条件がないだけに、全獣医師に係わる責務は重大となった。なお、参考までに現行の学校教育法(抜粋)を示すと、次のようになっている(平成19年、薬学も六年制になった)。

○ 学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号) 関係部分の改正 昭和五八年五月二五日法律第五五号

第九章 大学 (平一九法九六・旧第五章繰下)

- 第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研 究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限 は、四年を超えるものとすることができる。
- ②<u>医学</u>を履修する課程,<u>歯学</u>を履修する課程,<u>薬学</u>を履修する課程のうち<u>臨床に</u> 係わる実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課 程については,前項本文の規程に係わらず,その修業年限は,六年とする。

(昭和五八法五五・平一九法九六・旧第五十五条繰下) [現行日本法規(教育)による] 《※下線は筆者による》

7 問題点とまとめ

筆者は昭和50年, 当時, 獣医畜産新報編集主幹であった白井紅白氏からの勧め もあって, 同誌に「魚病への対応と問題点」について寄稿した。その当時, 家畜衛 生関係者の間でもようやく魚病に対する関心が高まりつつあったが、魚病への対応といっても間口が広く、ペット魚病の診療、養殖魚病の防疫、種苗としての稚魚および魚卵の輸出入検疫、食品としての魚の検査、養殖漁場における医薬品の使用、および人工飼料の衛生などがあり、これらをめぐる魚病学教育、研究機関の問題などを挙げ、獣医師や水産技術者による早期の対応の必要性を述べた。

養殖魚病については、魚の生理生態など広く基礎学的なことから学んでいる水産技術者と多頭羽飼育家畜の集団防疫を経験している獣医師との協力のもとに対応することができれば理想的であろう。しかし、この問題が起こったとき、水産行政局では、当初「魚医師」なるものを養成して対応させようとされていたが、これが後には「魚類防疫士」の養成に変更された経緯もあった。一方、獣医師側では獣医学教育六年制になる機会に魚病学教育の充実を図ることになった。

魚病への対応に当たって、医薬品の使用及びその扱い問題は重要である。現行の薬事法のもとでは医師または獣医師でなければ処方箋や要指示薬の指示書は交付できない。また、薬事法第83条の4第2項に基づく動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)には、規制の対象となる医薬品(生産物に残留すれば食品衛生法に基づく食品の規格基準に抵触することとなる抗菌剤)、対象動物(魚類では、ブリ、マダイ、食用コイ、ウナギ、ニジマス及びアユ)、用法及び用量、使用禁止期間(魚の場合には、「食用にするために水揚げする前〇〇日間」)が定められている。したがって、このような医薬品を使用する場合には、獣医師による出荷制限期間指示書の交付が必要となり、単に漁協などに薬剤師を常駐させるだけでは対応できないことになっている。

おわりに

筆者の手許にあった資料は転勤・転居などで分散してしまい、参考資料の多くを田中良男著『私の畜産論集』に頼る結果となった。田中良男先生が病床にあって最後の最後まで不自由な体の力をふりしぼって大論文を書き残されたことに対して心から感謝の念を捧げたい。なお、本稿のご校閲を賜った波岡茂郎博士に謝意を表します。

参考文献

- 1) 大橋義光: 獣医師の魚病対応, 獣医畜産新報 Vol. 60, No.2, 94 (2007)
- 2) 田中良男:私の畜産論集(第2篇), 129-171, 出版同友会(私家版)(1986)
- 3) 大橋義光: 魚病の知識, 獣医畜産新報 No.507, 23-27 (1969)

4) 大橋義光: 魚病への対応と問題点、獣医畜産新報 No.651, 32-34(1975)

5) 大橋義光:諸外国における魚病への対応状況、獣医畜産新報 No.658, 26-28(1976)

6) 今道友則:獣医学教育6年制改革運動を顧みて、日本獣医史学雑誌第36号、28-42(1999)

7) 江草周三:魚の感染症,恒星社厚生閣(1978)

Summary

Details on the Fish-pathology that has been admitted into the Veterinary Education Curriculum

OHASHI Yoshimitsu¹

Resently, farming-fishery in our country has been developing, however, heavy financial loss are reported caused by various kind of fish diseases. Therefore, it became important to acquire knowledge about fish-pathology and prevention of diseases.

The curriculum in the veterinary education changed from four-year to six-year in 1977, and the lecture of the fish-pathology became a compulsory subject. Then the qualification of the National Examination for Veterinarian was revised, and in consequence, veterinarians would be able to deal with fish-pathology as well as fisheries technician.

Director, The Japanese Society of Veterinary History
Correspondence to: OHASHI Yoshimitsu 2-4-1 Hayamiya. Nerima-ku. 179-0085 Japan